

青色申告 一連番号
納税地 東京都新宿区公園通り 3-1-1
法人区分 株式会社
事業種目 食品製造業
代表者 東京一郎
住所 東京都杉並区坂上町 1-2-3

令和 03年 04月 01日 事業年度分の法人税 確定 申告書
令和 04年 03月 31日 課税事業年度分の地方税法 確定 申告書

翌年以降 送付要否
税理士法第30条 の書面提出有
税理士法第33条 の2の書面提出有

Table with 4 main columns: 所得金額又は欠損金額 (1-16), 課税標準 (33-35), 地方税法 (36-44), and 控除 (17-32). Includes sub-totals and final calculations for tax amounts.

別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人の分...

税理士名 税理士
税務署 郵便局名等

事業 年度等	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
-----------	-------------------------	-----	----------

別表一
次業

令三・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算								
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)	50	8,000,000	(50)の15% 又は19% 相当額	53	1,200,000			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22% 相当額	54				
その他の所得金額 (1) - (50) - (51)	52	19,307,000	(52)の 19%又は 23.2% 相当額	55	4,479,224			
地方法人税額の計算								
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	5,563,000	(56)の10.3% 相当額	58	572,989			
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3% 相当額	59				
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	60		地方税額の計算	所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61			課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62			課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000
		法人税額	63			確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外		中間還付額	72	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16) - (63))若しくは((16) + (64))又は((64) - (28))	65	外 00		欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 ((44) - (71))若しくは((44) + (72) + (73))又は(((72) - (45)) + ((73) - (45)の外書))	74	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67							

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度 令 3. 4. 1
令 4. 3. 31 法人名 サンプル株式会社

別表四(簡易様式)

令三・四・一以後終了事業年度分

区 分	①	処 分	
		留 保	社 外 流 出
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円
		②	③
			配 当
			1,800,000
			そ の 他
			1,500,000
加			
損金経理をした法人税及び地方税法(附帯税を除く。)	2	2,405,000	2,405,000
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	429,900	429,900
損金経理をした納税充当金	4	8,000,000	8,000,000
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		そ の 他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		そ の 他
交際費等の損金不算入額	8		そ の 他
貸倒引当金繰入限度超過額	9	1,829,648	1,829,648
土地圧縮限度超過額	10	1,590,910	1,590,910
小 計	11	14,255,458	14,255,458
減			
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14	100,000	※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※
受贈益の益金不算入額	16		※
適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
一括償却資産当期認容額	20	1,353,333	1,353,333
小 計	21	1,453,333	1,353,333
仮 計	22	25,914,175	22,714,175
(1)+(11)-(21)			外※
			△100,000
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)「27」又は「32」)	23		そ の 他
超過利子額の損金算入額(別表十七(三)「10」)	24	△	※
			△
仮 計	25	25,914,175	22,714,175
((22)から(24)までの計)			外※
			△100,000
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27	184,974	184,974
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)	29	1,208,608	1,208,608
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)	30		そ の 他
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五)「5」の②「別表十七(三)の六」「1」)	31		そ の 他
合 計	34	27,307,757	22,714,175
(25)+(27)+(29)+(30)+(31)			外※
			△100,000
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
差 引 計	39	27,307,757	22,714,175
(34)+(35)+(37)+(38)			外※
			△100,000
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「40」又は「41」「9」及び「12」又は別表七(二)「10」)	40	△	※
			△
総 計	41	27,307,757	22,714,175
(39)+(40)			外※
			△100,000
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十三「43」)	42	△	※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	47	△	△
所得金額又は欠損金額	48	27,307,757	22,714,175
			外※
			△100,000
			4,693,582

簡

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 令 3. 4. 1
令 4. 3. 31 法人名 サンプル株式会社

別表五(一)

令三・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
			減 ②	増 ③	
利益準備金	1	7,200,000 ^円		370,000 ^円	7,570,000 ^円
別途積立金	2	36,000,000		3,600,000	39,600,000
減価償却の償却超過額	3	34,000			34,000
貸倒引当金繰入限度超過額	4			1,829,648	1,829,648
賞与引当金	5	78,000			78,000
退職給与引当金	6	6,000,000			6,000,000
一括償却資産損金算入超過額	7	1,106,667	1,353,333		△246,666
土地圧縮積立金	8			1,590,910	1,590,910
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
繰越損益金(損は赤)	26	796,450	796,450	6,638,500	6,638,500
納税充当金	27	4,000,000	3,002,300	8,000,000	8,997,700
未納法人税等 <small>(退職年金等積立金に 対するものを除く)</small>	未納法人税及び未納地方法人税 (附帯税を除く。)	△ 2,670,900	△ 4,884,500	中間△ 2,280,200 確定△ 2,647,800	△ 2,714,400
	未納道府県民税 (均等割額を含む。)	△ 420,300	△ 775,700	中間△ 確定△ 544,200	△ 188,800
	未納市町村民税 (均等割額を含む。)	△	△ 177,000	中間△ 確定△ 498,400	△ 321,400
差引合計額	31	52,123,917	△685,117	16,058,458	68,867,492

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
			減 ②	増 ③	
資本金又は出資金	32	30,000,000 ^円			30,000,000 ^円
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	30,000,000	0	0	30,000,000

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 令 3. 4. 1
令 4. 3. 31 法人名 サンプル株式会社

別表五(二)

令三・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度		期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤
				充当金取崩しによる納付	仮払経理による納付	損金経理による納付	
		①	②	③	④	⑤	⑥
法人税及び地方法人税	・	1	円		円	円	円
	令 2・4・1 令 3・3・31	2	2,670,900	2,345,500		325,400	0
	中	3	円				
	確	4	2,280,200	134,000		2,079,600	66,600
	計	5	2,670,900	4,928,000	2,479,500	0	2,405,000
道府県民税	・	6					
	令 2・4・1 令 3・3・31	7	420,300	370,800		49,500	0
	中	8					
	確	9		544,200		355,400	△355,400
	計	10	420,300	544,200	370,800	0	404,900
市町村民税	・	11					
	令 2・4・1 令 3・3・31	12		152,000		25,000	△177,000
	中	13					
	確	14		498,400			498,400
	計	15	0	498,400	152,000	0	25,000
事業人税事業及び特別	・	16					
	・	17					
	当期中間分	18					
	計	19	0	0	0	0	0
その他	損金算入のもの	20					
	延滞金 (延納に係るもの)	21					
		22					
		23					
	加算税及び加算金	24					
	延滞税	25					
	延滞金 (延納分を除く。)	26					
過怠税	27						
源泉所得税	28						
	29						
納 税 充 当 金 の 計 算							
期首納税充当金	30	4,000,000	円	取崩額	損金算入のもの	36	円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31	8,000,000		損金不算入のもの	37	
		32				38	
	計 (31)+(32)	33	8,000,000		仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	3,002,300		計	40	3,002,300
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35		期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41	8,997,700	

所得税額の控除に関する明細書

事業年度 令 3. 4. 1
令 4. 3. 31 法人名 サンプル株式会社 別表六(一)

区分	収入金額		①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③	
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	5,400,000	827,010	827,010
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2	1,700,000	347,140	316,510
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配	3	425,000	65,088	65,088
割引債の償還差益	4			
その他	5			
計	6	7,525,000	1,239,238	1,208,608

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10) (小数点以下3位未満切上げ) (9)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
	配(株)山陽社債	500,000	102,100	12月	12月	1.000	102,100
	投 ユニット投資信託	100,000	15,315	12	12	1.000	15,315
	投 公社債投資信託	325,000	49,773	12	12	1.000	49,773

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15)-(16) 2又は12 又は12 (マイナスの場合は0)	所有元本割合 (16)+(17) (15) (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける所得税額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18	19
	配(株)松本鉄工所	500,000	102,100	12,000	12,000	0.0	1.000	102,100
	配(株)戸田商店	300,000	61,260	6,000	0	3000.0	0.500	30,630
	配 鈴木電気(株)	400,000	81,680	8,000	8,000	0.0	1.000	81,680

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
		計			

令三・四・一以後終了事業年度分

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
------	-------------------------	-----	----------

別表六(六) 令三・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額 (6の合計)	1	円 115,500	法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額)
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	2	5,679,224	4
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3	5,111,301	調整前法人税額超過額 (1) - (4)
調整前法人税額超過額			
当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額の明細			
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額
		6	7
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	①	別表六(八)「23」
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	②	別表六(九)「19」
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③	別表六(十二)「9」
高度省エネルギー増進設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	④	別表六(十三)「15」
中小企業者等が機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤	別表六(六)付表「1の③」
	当期分	⑥	別表六(十四)「14」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑦	別表六(六)付表「1の⑧」
	当期分	⑧	別表六(十五)「16」
国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨	別表六(十六)「23」
国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩	別表六(十七)「23」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪	別表六(十八)「17」
地方活力向上地域等において特定建物等を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫	別表六(十九)「16」
地方活力向上地域等において雇用者の数 が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬	別表六(二十)「26」
	当期分	⑭	別表六(二十)「36」
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連 する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮	別表六(二十一)「8」
特定中小企業者等が経営改善設備を取 得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯	別表六(六)付表「1の⑩」
	当期分	⑰	別表六(二十二)「14」
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑱	別表六(六)付表「1の⑭」
	当期分	⑲	別表六(二十三)「15」
給与等の引上げ及び設備投資を取 行った場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳	別表六(二十四)「22」
中小企業者等が給与等の引上げを取 行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑	別表六(二十五)「19」
給与等の支給額が増加した除	当期分	㉒	別表六(二十七)「20」
中小企業者等の給与等の支給額が 増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓	別表六(二十八)「19」
認定特定高度情報通信技術活用設備を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔	別表六(三十)「14」
革新的情報産業活用設備を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕	別表六(三十一)「20」
事業適応設備を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉖	別表六(三十二)「18」
	当期分	㉗	別表六(三十二)「25」
	当期分	㉘	別表六(三十二)「32」
特定復興産業集積区域等において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉙	別表六(六)付表「1の⑨」
	当期分	㉚	別表六(三十三)「20」
特定復興産業集積区域等において被災雇用 者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉛	別表六(三十四)「11」
合 計		115,500	(5)

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
------	-------------------------	-----	----------

別表六(十四) 令三・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第2号	第号	第号	第号	第号
事業種目	2	製造業				
資産種類	3	機械装置				
産設備の種類又は区分	4	菓子製造機				
区分取得年月日	5	令 3・4・9	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	令 3・4・16	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7	1,650,000 ^円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$)	9	1,650,000				

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 (9)の合計	10	1,650,000 ^円	前期繰越 繰越 分	差引当期税額基準額残額 (13)-(14)-(別表六(二十二)「14」) -(別表六(二十三)「15」)	17	円
	税額控除限度額 (10)× $\frac{7}{100}$	11	115,500		繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	12	5,679,224		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 (12)× $\frac{20}{100}$	13	1,135,844		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑤」)	20	
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14	115,500		当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑥」)	15			法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22	115,500
	当期税額控除額 (14)-(15)	16	115,500				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23)-(24)
・	23	24	25
・	円	円	
・			外 円
計		(19)	
当期分	(11) 115,500	(14) 115,500	外 0
合計			0

機械装置等の概要

--

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
------	-------------------------	-----	----------

別表八(一)

令三・四・一以後終了事業年度分

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	1		円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14		円
受取配当等の額 (34の計)	2			受取配当等の額 (34の計)	15		
当期に支払う負債利子等の額	3	6,930,100		当期に支払う負債利子等の額	16		
連結法人に支払う負債利子等の額	4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)	17		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)	5			超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	18		
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	6			計 (16) - (17) + (18)	19		
計 (3) - (4) - (5) + (6)	7	6,930,100		平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	20		
総資産価値額 (29の計)	8	710,445,000		同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	21		
期末関連法人株式等の帳簿価値額 (30の計)	9			負債利子控除割合 (21) (20) (小数点以下3位未満切捨て)	22		
受取配当等の額から(7)×(9) 控除する負債利子等の額	10			受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22)	23		円
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11	200,000		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	24		
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	12			非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	25		
受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + (11) × 50% + (12) × (20% 又は40%)	13	100,000		受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)	26		

当年度実績による場合の総資産価値額等の計算

区分	総資産の帳簿価値額 27	連結法人に支払う負債利子等の 元本の負債の額等 28	総資産価値額 (27) - (28) 29	期末関連法人株式等 の帳簿価値額 30
前期末現在額	341,320,000		341,320,000	
当期末現在額	369,125,000		369,125,000	
計	710,445,000		710,445,000	

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	法人名		本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額			
	31							
							円	
							円	
							円	
	計							
関連法人株式等	法人名		本店の所在地	受取配当等の額 計算期間	保有割合 (%)	受取配当等の額 32	左のうち益金の額に 算入される金額 33	益金不算入の対象となる金額 (32) - (33) 34
								円
								円
								円
	計							
その他株式等	法人名		本店の所在地	受取配当等の額	左のうち益金の額に 算入される金額 35	左のうち益金の額に 算入される金額 36	益金不算入の対象となる金額 (35) - (36) 37	
	東川田食品(株)		東京都千代田区	25,000			25,000	円
	次業合計			175,000			175,000	円
	計			200,000			200,000	円
非支配目的株式等	法人名又は銘柄		本店の所在地	基準日	保有割合 (%)	受取配当等の額 40	左のうち益金の額に 算入される金額 41	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42) 42
								円
								円
	計							

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 令 3. 4. 1
 令 4. 3. 31 法人名 サンプル株式会社

別表十一(一)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

債務者	住所又は所在地	1	新宿区南谷3-3	港区海岸東1-1			計	
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	新南谷食品株式会社 ()	港東岸食品株式会社 ()	()	()		
個別評価の事由		3	令第96条第1項 第3号イ該当	令第96条第1項 第3号イ該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当		
同上の発生時期		4	令 3・12・14	令 4・2・4	・	・		
当期繰入額		5	円 690,000	円 860,000	円	円	円 1,550,000	
繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額	6	1,380,000	1,720,000			3,100,000	
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6)のうち取立て等の見込額	担保権の実行による取立て等の見込額	8					
		他の者の保証による取立て等の見込額	9					
		その他による取立て等の見込額	10					
		(8)+(9)+(10)	11					
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12						
	(6)-(7)-(11)-(12)	13	1,380,000	1,720,000				
	繰入限度額	令第96条第1項第1号該当(13)	14					円
		令第96条第1項第2号該当(13)	15					
		令第96条第1項第3号該当(13)×50%	16	690,000	860,000			1,550,000
		令第96条第1項第4号該当(13)×50%	17					
	繰入限度超過額 (5)-((14)、(15)、(16)又は(17))	18						
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 (6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と(14)、(15)、(16)又は(17)のうち少ない金額	19	690,000	860,000			1,550,000	
	前期の個別評価金銭債権の額(前期の(6))	20	1,380,000				1,380,000	
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額(前期の(19))	21	690,000				690,000	
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22						
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	23	690,000				690,000	
	(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額	24	690,000				690,000	

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
--------------	-------------------------	-----	----------

別表十一 (一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当 期 繰 入 額 繰 入 限 度 額 の 計 算	1	円 3,600,000	貸 倒 実 績 率 の 計 算	前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円	
	2	221,294,000		(9)	前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10	
	3			又は連結事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度）の貸倒れによる損失の額等の合計額	11		
	4	円 221,294,000		前3年内事業年度（設立事業年度）の貸倒れによる損失の額等の合計額	12		
	5	$\frac{8}{1,000}$		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	13		
	6	円 1,770,352		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	14		
	7	$(6) \times \frac{104 \times 100}{100}$		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	15		
	8	1,829,648		貸倒れによる損失の額等の合計額 (11) + (12) + (13) - (14)	16	$(15) \times \frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	17

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移動する売掛債権等の額	令第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18) + (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24) - (25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
受取手形	円 59,032,500	円	円	円	円	円	円 59,032,500	円	円 59,032,500
割引手形	86,958,000						86,958,000		86,958,000
売掛金	75,983,500			3,100,000			72,883,500		72,883,500
仮払金	900,000		280,000				620,000		620,000
短期貸付金	1,800,000						1,800,000		1,800,000
計	224,674,000		280,000	3,100,000			221,294,000		221,294,000

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 (28) (27) (小数点以下3位未満切捨て)	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28		実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
------	-------------------------	-----	----------

別表十四(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合					
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(41の計)	1	230,000 ^円	損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	
		特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2	90,000			同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3	370,000			その他の寄附金額	27	
		計(1)+(2)+(3)	4	690,000			計(25)+(26)+(27)	28	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5				所得金額仮計(別表四「25の①」)	29	
		計(4)+(5)	6	690,000			寄附金支出前所得金額(28)+(29)(マイナスの場合は0)	30	
		所得金額仮計(別表四「25の①」+「26の①」)	7	25,914,175			同上の $\frac{2.0 \text{ 又は } 5.0}{100}$ 相当額	31	
		寄附金支出前所得金額(6)+(7)(マイナスの場合は0)	8	26,604,175			公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額(別表十四(二)付表「3」)	32	
		同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	9	665,104				長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額(25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33
		期末の資本金等の額(別表五(一)「36の④」)(マイナスの場合は0)	10	30,000,000			損金算入限度額(31),(31)と(32)のうち多い金額又は(31)と(33)のうち多い金額	34	
		同上の月数換算額(10) $\times \frac{12}{12}$	11	30,000,000			指定寄附金等の金額(41の計)	35	
		同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12	75,000			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36	
		一般寄附金の損金算入限度額(9)+(12) $\times \frac{1}{4}$	13	185,026			(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(28)-(36)	37	
		寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額(8) $\times \frac{6.25}{100}$	14	1,662,760			同上のうち損金の額に算入されない金額(37)-(34)-(35)	38	
		期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額(11) $\times \frac{3.75}{1,000}$	15	112,500			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額(36)	39	
		特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額((14)+(15)) $\times \frac{1}{2}$	16	887,630			計(38)+(39)	40	
		特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額((2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17	90,000					
		指定寄附金等の金額(1)	18	230,000					
		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額	19						
		(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(4)-(19)	20	690,000					
		同上のうち損金の額に算入されない金額(20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	21	184,974					
		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額(19)	22						
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額(5)	23						
		計(21)+(22)+(23)	24	184,974					
指定寄附金等に関する明細									
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額					
令 3・5・21	(宗)花園大社	令02告示 第XX号	国宝保存修理費用	180,000 ^円					
令 3・7・9	(学)海山学園	令02告示 第YYY号	校舎建設費用	50,000					
・									
・									
計				230,000					
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額					
令 3・8・10	(財)活力経済研究センター	東京都渋谷区代々木	研究費	50,000 ^円					
令 4・2・11	(社)菓子振興研究会	東京都渋谷区原宿	設備費	40,000					
・									
・									
計				90,000					
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細									
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額					
・									
・									
・									
・									

交際費等の損金算入に関する明細書

事業 年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
----------	-------------------------	-----	----------

別表十五

令三・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円 3,727,300	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円 3,727,300
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	767,012			
中小法人等の定額控除限度額 $\left((1)の金額又は800万円 \times \frac{12}{12} \right)$ (相当額のうち少ない金額)	3	3,727,300	損金不算入額 (1)-(4)	5	0

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交 際 費	円 4,158,500	円 431,200	円 3,727,300	円 1,534,025
計	4,158,500	431,200	3,727,300	1,534,025

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 令 3. 4. 1
令 4. 3. 31 法人名 サンプル株式会社

別表十六(一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

種 類	1	建物	車両及び運搬具	器具及び備品	器具及び備品	合計
資 産 区 分	2	木骨モルタル造のもの	前掲のもの以外のもの	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの	
細 目	3	倉庫用(その他のもの)	自動車(その他…その他のもの)	主として金属製のもの	その他のもの	
取 得 年 月 日	4
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5	平 28年 4月	平 28年 4月			
耐 用 年 数	6	14 年	6 年	15 年	8 年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外 円 外 12,500,000	外 円 外 2,830,000	外 円 外 1,180,000	外 円 外 820,000	外 円 外 17,330,000
圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8					
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9	12,500,000	2,830,000	1,180,000	820,000	17,330,000
償 却 額 計 算 の 対 象 と なる 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10	10,700,000	1,884,780	1,110,000	699,250	14,394,030
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11					
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12					
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△ 10,700,000	外△ 1,884,780	外△ 1,110,000	外△ 699,250	外△ 14,394,030
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14	900,000	472,610	70,092	92,250	1,534,952
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外
合 計 (13)+(14)+(15)	16	11,600,000	2,357,390	1,180,092	791,500	15,928,982
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	17			118,000	82,000	200,000
残 存 価 額	18			59,000	41,000	100,000
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19			1,062,000	738,000	1,800,000
旧 定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 (9)-(17)	20			0.066	0.125	
旧 定 額 法 の 償 却 率	21	円	円	70,092 ^円	92,250 ^円	162,342 ^円
算 出 償 却 額 (19) × (20)	22	()	()	()	()	()
増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率	23			(21)+(22)	(21)+(22)	
計 (21)+(22)又は(16)-(18)	24			70,092	92,250	162,342
算 出 償 却 額 (16) > (18) の 場 合	25					
(16) ≤ (18) の 場 合 ((18)-1円) × $\frac{12}{60}$	26					
定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 (9)	27	12,500,000	2,830,000			15,330,000
定 額 法 の 償 却 率	28	0.072	0.167			
算 出 償 却 額 (25) × (26)	29	900,000	472,610			1,372,610
増 加 償 却 額 (27) × 割 増 率	30					
計 (27)+(28)	31	900,000	472,610	70,092	92,250	1,534,952
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23)、(24)又は(29)	32					
租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項	33	外 円 外	外 円 外	外 円 外	外 円 外	外 円 外
特 別 償 却 限 度 額	34					
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	35	900,000	472,610	70,092	92,250	1,534,952
合 計 (30)+(32)+(33)	36					
当 期 償 却 額	37	900,000	472,610	70,092	92,250	1,534,952
償 却 不 足 額 (34)-(35)	38	0	0	0	0	0
償 却 超 過 額 (35)-(34)	39	0	0	0	0	0
前 期 から の 繰 越 額	40	外	外	外	外	外
当 期 認 許 損 金 額	41					
償 却 不 足 に よ る も の 積 立 金 取 崩 し の 額	42					
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37)+(38)-(39)-(40)	43					
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36)-(39))と(32)+(33)のうちの少ない金額	44					
当 期 において 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	45					
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (42)-(43)	46					
翌 期 額 へ の 繰 越 額	47					
当 期 分 不 足 額	48					
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((36)-(39))と(32)のうちの少ない金額	49					
備 考						

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 令 3. 4. 1 法人名 サンプル株式会社
令 4. 3. 31

別表十六(二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1	建物	建物	建物	建物	機械及び装置	
	構造	2	金属造(骨格材4ミリ超)	木造又は合成樹脂造のもの	木造又は合成樹脂造のもの	木骨モルタル造のもの	飲食料品小売業用設備	
	細目	3	工場用(その他のもの)	事務所用	住宅用	倉庫用(その他のもの)		
	取得年月日	4	
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	31年	24年	22年	14年	9年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	57,800,000円	12,600,000円	6,100,000円	4,800,000円	85,000,000円	
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額(7)-(8)	9	57,800,000	12,600,000	6,100,000	4,800,000	85,000,000	
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	3,376,338	4,713,007	4,116,542	2,667,418	39,616,896	
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	3,376,338	4,713,007	4,116,542	2,667,418	39,616,896	
	損金に計上した当期償却額	14	261,957	477,529	452,317	478,121	11,304,564	
	前期から繰り越した償却超過額	15						
	合(13)+(14)+(15)	16	3,638,295	5,190,536	4,568,859	3,145,539	50,921,460	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
	償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	18	3,638,295	5,190,536	4,568,859	3,145,539	50,921,460	
	当期分の普通償却額	平成19年3月31日以前取得分の差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19	2,890,000	630,000	305,000	240,000	
(16)>(19)の場合		旧定率法の償却率	20	0.072	0.092	0.099	0.152	
		算出償却額(18)×(20)	21	261,957円	477,529円	452,317円	478,121円	
		増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()	
(16)≤(19)の場合		計(21)+(22)	23	261,957	477,529	452,317	478,121	
		算出償却額((19)-1円)× $\frac{12}{60}$	24					
定率法の償却率		25					0.222	
調整前償却額(18)×(25)		26					11,304,564	
保証率		27					0.07126	
償却保証額(9)×(27)		28					6,057,100円	
(26)<(28)の場合	改定取得価額	29						
	改定償却率(29)×(30)	30						
改定償却額	31							
増加償却額((26)又は(31))×割増率	32	()	()	()	()	()		
計((26)又は(31))+(32)	33					11,304,564		
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	34	261,957	477,529	452,317	478,121	11,304,564		
特別償却限度額	租税特別措置法適用条項	35	()	()	()	()	()	
	特別償却限度額	36						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37							
合(34)+(36)+(37)	38	261,957	477,529	452,317	478,121	11,304,564		
当期償却額	39	261,957	477,529	452,317	478,121	11,304,564		
差引	償却不足額(38)-(39)	40	0	0	0	0	0	
	償却超過額(39)-(38)	41	0	0	0	0	0	
償却超過額	前期からの繰越額	42						
	当期認められる積立金取崩しによるもの	43						
	差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	44						
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43))と(36)のうち少ない金額	45						
	当期にあって切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46						
特別償却不足額	差引翌期への繰越額(46)-(47)	47						
	翌期への繰越額	48						
	当期分不足額	49						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43))と(36)のうち少ない金額	50							
備考	51							

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 令 3. 4. 1 法人名 サンプル株式会社
令 4. 3. 31

別表十六(二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1	機械及び装置	車両及び運搬具	車両及び運搬具	車両及び運搬具	車両及び運搬具	器具及び備品			
	構造	2	食品製造業用設備	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲の区分によらないもの			
	細目	3		自動車(その他…その他のもの)	自動車(その他…貨物その他)	自動車(小型車)		主として金属製のもの			
	取得年月日	4			
	事業の用に供した年月	5									
	耐用年数	6	9	年	6	年	5	年	4	年	15
取得価額	取得価額又は製作価額	7	3,200,000	750,000	2,300,000	650,000	2,900,000				
	圧縮記帳による積立金計上額	8									
	差引取得価額(7)-(8)	9	3,200,000	750,000	2,300,000	650,000	2,900,000				
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	2,974,226	232,932	574,993	116,331	991,971				
	期末現在の積立金の額	11									
	積立金の期中取崩額	12									
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	2,974,226	232,932	574,993	116,331	991,971				
	損金に計上した当期償却額	14	848,686	116,291	0	0	164,172				
	前期から繰り越した償却超過額	15									
	合 計(13)+(14)+(15)	16	3,822,912	349,223	574,993	116,331	1,156,143				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17									
	償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	18	3,822,912	349,223	574,993	116,331	1,156,143				
	当期分の普通償却額	平成19年3月31日以前取得分の差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19					145,000			
(16)>(19)の場合		旧定率法の償却率	20				0.142				
		算出償却額(18)×(20)	21				164,172				
		増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()				
計(21)+(22)		23				164,172					
(16)≤(19)の場合		24									
定率法の償却率		25	0.222	0.333	0.400	0.500					
調整前償却額(18)×(25)		26	848,686	116,291	229,997	58,165					
保証率		27	0.07126	0.09911	0.10800	0.12499					
償却保証額(9)×(27)		28	228,032	74,332	248,400	81,243					
(26)<(28)の場合	改定取得価額	29									
	改定償却率	30			0.500	1.000					
	改定償却額(29)×(30)	31									
増加償却額((26)又は(31))×割増率	32	()	()	()	()						
計((26)又は(31))+(32)	33	848,686	116,291	0	0						
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	34	848,686	116,291	0	0	164,172					
特別償却限度額	租税特別措置法適用条項	35	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)				
	特別償却限度額	36									
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37									
合 計(34)+(36)+(37)	38	848,686	116,291	0	0	164,172					
当期償却額	39	848,686	116,291	0	0	164,172					
差引	償却不足額(38)-(39)	40	0	0	0	0					
	償却超過額(39)-(38)	41	0	0	0	0					
償却超過額	前期からの繰越額	42									
	当期認められる積立金取崩しによるもの	43									
	差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)	44									
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額	45									
	当期にあって切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46									
特別償却不足額	差引翌期への繰越額(46)-(47)	47									
	繰越額の内繰越額	48									
	当期分不足額	49									
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43))と(36)のうち少ない金額	50										
備考	51	中小企業者の機械等の特別償却適用									

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 令 3. 4. 1 法人名 サンプル株式会社
 令 4. 3. 31

別表十六(二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	合計	
	構造	2	事務機器及び通信機器	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの		
	細目	3	計算機(その他のもの)	その他のもの	その他のもの		
	取得年月日	4
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	15年	6年	8年		
取得価額	取得価額又は製作価額	7	920,000	2,480,000	1,075,000	180,575,000	
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額(7)-(8)	9	920,000	2,480,000	1,075,000	180,575,000	
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	789,360	588,688	738,750	61,497,452	
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	789,360	588,688	738,750	61,497,452	
	損金に計上した当期償却額	14	130,640	0	246,250	14,480,527	
	前期から繰り越した償却超過額	15					
	合計(13)+(14)+(15)	16	920,000	588,688	985,000	75,977,979	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	18	920,000	588,688	985,000	75,977,979	
	当期分の普通償却額	平成19年3月31日以前取得分の差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19				4,210,000
(16)>(19)の場合		旧定率法の償却率	20	0.142			
		算出償却額(18)×(20)	21	130,640			1,964,736
		増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()
計(21)+(22)		23	130,640			1,964,736	
(16)≤(19)の場合		24					
定率法の償却率		25		0.333	0.250		
調整前償却額(18)×(25)		26		196,033	246,250	12,999,986	
保証率		27		0.09911	0.07909		
償却保証額(9)×(27)		28		245,792	85,021	7,019,920	
(26)<(28)の場合	改定取得価額	29					
	改定償却率	30		0.334			
	改定償却額(29)×(30)	31					
増加償却額(26)又は(31)×割増率	32	()	()	()	()		
計(26)又は(31)+(32)	33			246,250	12,515,791		
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	34	130,640	0	246,250	14,480,527		
特別償却限度額	租税特別措置法適用条項	35	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	
	特別償却限度額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	
前期からの繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	前期からの繰り越した特別償却不足額	37					
	合計(34)+(36)+(37)	38	130,640	0	246,250	14,480,527	
当期償却額	39	130,640	0	246,250	14,480,527		
差引	償却不足額(38)-(39)	40	0	0	0		
	償却超過額(39)-(38)	41	0	0	0		
償却超過額	前期からの繰り越額	42	外	外	外	外	
	当期認められる積立金取崩しによるもの	43					
	差引合計翌期への繰り越額(41)+(42)-(43)-(44)	45					
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額	46					
	当期にまわって切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
特別償却不足額	差引翌期への繰り越額(46)-(47)	48					
	翌期への繰り越額	49					
	当期分不足額	50					
備考	51	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43))と(36)のうち少ない金額					

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
----------------------	-------------------------	-----	----------

別表十六六

令三・八・二以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰延資産の種類	1	共同施設負担金	合計			
支出した年月	2	令 3・7	・	・	・	・
支出した金額	3	500,000	500,000			
償却期間の月数	4	60				
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5	12				
当期分の普通償却限度額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	100,000	100,000			
当期分の償却 租税特別措置法適用条項	7	()	()	()	()	()
特別償却限度額	8					
前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	9					
合計 (6) + (8) + (9)	10	100,000	100,000			
当期償却額	11	100,000	100,000			
差引 償却不足額 (10) - (11)	12	0				
償却超過額 (11) - (10)	13	0				
償却超過額 前期からの繰越額	14					
同上のうち当期損金認容額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)	16					
特別償却不足額 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と(8)+(9)のうち少ない金額	17					
当期において切り捨てる特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	18					
差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19					
翌期額の内繰越額	20					
当期分不足額	21					
適格組織再編成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額	22					

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					
支出した金額	24					
前期までに償却した金額	25					
当期償却額	26					
期末現在の帳簿価額	27					

一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令 3. 4. 1 令 4. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
----------------------	-------------------------	-----	----------

別表十六(八) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の用に供した 事業年度又は連結事業年度	1	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	平 31・4・1 令 2・3・31	令 2・4・1 令 3・3・31	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度に おいて事業の用に供した一括償却資産の 取得価額の合計額	2	円	円	円	円 2,400,000	円 1,660,000	円 1,970,000
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又は 連結事業年度の連結中間申告の場合は、 当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月 12	月 12	月 12
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円 800,000	円 553,333	円 656,666
当期損金経理額	5						656,666
差 引	損金算入不足額 (4) - (5)				800,000	553,333	
	損金算入限度超過額 (5) - (4)						
損金算入 限度超 過額	前期からの繰越額				860,000	600,000	
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)				800,000	553,333	
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)				60,000	46,667	

